

佐賀県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十月二十三日から平成二十一年十月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	変更前後の別
一般国道 四九八号	西松浦郡有田町山本字岳乙 四七九三番一地从先から 西松浦郡有田町山本字岳岳 国有林一〇二四林班八小班 まで	後
	西松浦郡有田町山本字岳乙 四七九三番一地从先から 西松浦郡有田町山本字岳岳 国有林一〇二四林班八小班 まで	前
		幅員 メートル
		延長 メートル